

33. 地方創生推進交付金

概要

地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。

●対象者 地方公共団体

●対象事業 地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定：

- (1) しごと創生…………… ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ… 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革…………… 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり…………… コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

●支援内容 ○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金(補助率:1/2)を交付。

- ※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。
- ※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするものは支援対象外。

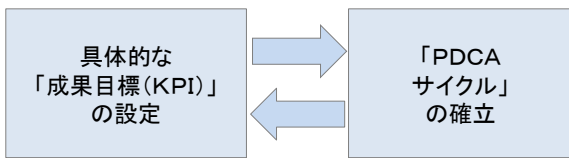
●事業イメージ

地方創生推進交付金(内閣府地方創生推進事務局)

29年度予算額 1,000億円 (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

- 本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援
- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

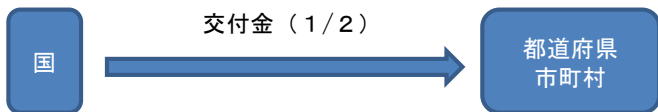
【対象事業】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ②先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内)を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

○問い合わせ先 : 内閣府 地方創生推進事務局 地方創生推進交付金担当
 電話 03-5253-8327